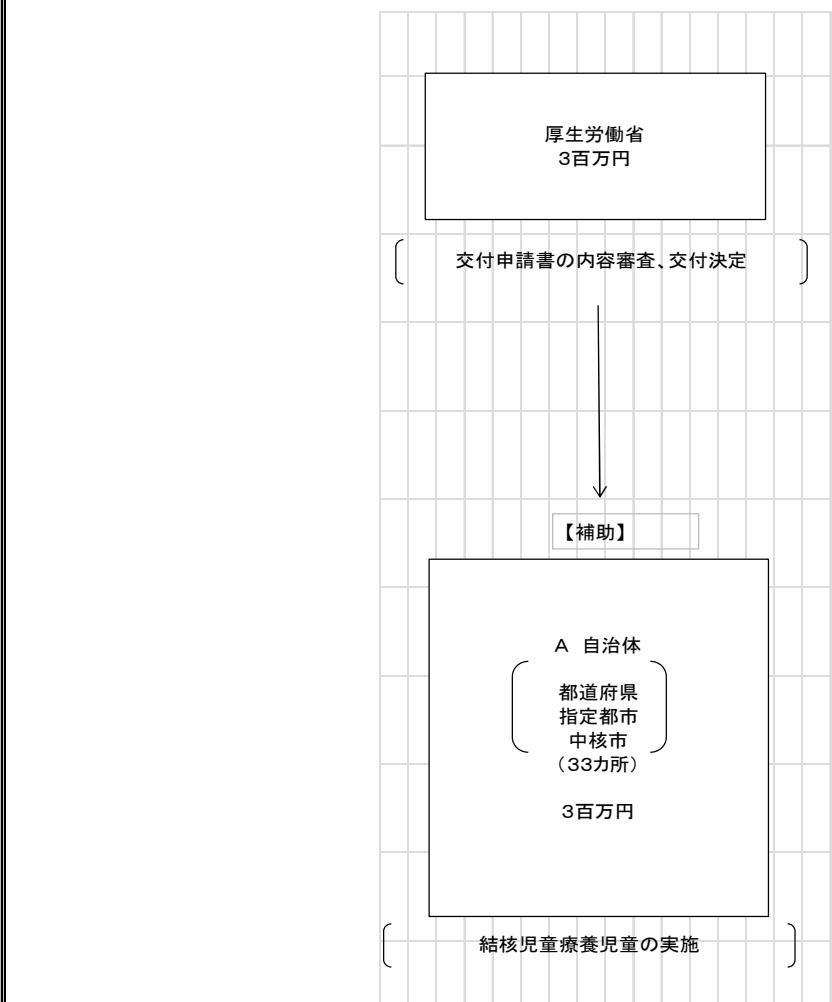


平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	結核児童療育費負担金			担当部局	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始年度	昭和34年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	母子保健課		一瀬 篤		
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第20条、第53条			関係する計画、通知等	・結核にかかっている児童に対する対する療養の給付について (厚生省児童局長通知 昭和36年8月9日付け児発第826号) ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(厚生労働事務次官通知 平成26年12月19日厚生労働省発雇児1219第2号)				
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡	長期の入院治療を要する結核児童の療育の給付を行うのに必要な経費を補助することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○対象者:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの ○給付内容:結核治療にかかる医療費の自己負担の一部を補助 ○実施主体:都道府県、指定都市、中核市 ○補助率:1/2								
実施方法	負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	予算 の状況	当初予算	3	3	3	3			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計	3	3	3	3	3			
	執行額	3	3	3					
	執行率(%)	100%	100%	100%					
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績 目標値 達成度	-	-	-	-	-	
				-	-	-	-	-	
				%	-	-	-	-	-
定量的な成果目標 が設定できない理由及び定 量的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	長期の入院治療を要する結核児童の療育の給付を行つたために必要な経費を補助する事業であり、一定の件数、人數等を、定量的な目標値として示すことはできない。			少子化社会対策の観点から社会保障を充実させること。 平成24~26年度の達成状況としては、児童の健全な育成を図るために、結核児童に療育を給付する事業として、必要経費を過不足なく支給することができている。					
	事業の妥当性 を検証するための代替的 な達成目標及び 実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
結核児童に対し療育の給付を確実に実施すること。		給付人数	実績	人	11	9	精査中	-	
			目標値	-	-	-	-		
	達成度		%	-	-	-	-		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
				活動実績	件	11	9	精査中	-
	実施件数			当初見込み	件	41	28	12	10
単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
				単位当たり コスト	千円	302	116	275	281
	執行額／実施件数			計算式	X/Y	3,326/11	3,236/28	3,304/12	2,809/10
平成 27 - 28 年度 予 算 内	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	結核児童療育費負担金	3	3						
	計	3	3						

事業所管部局による点検・改善												
	項目		評価	評価に関する説明								
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	結核児童に対する医療費の補助を行うことで児童の健全な育成を目指すものであり、社会的ニーズがある。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	結核児童の医療費については、児童福祉法20条にて、結核にかかっている児童を病院に入院させて療育の給付を行う旨の規定が示され、同53条にて国庫にて費用の負担を行う旨の規定が示されている。これは国による補助を義務とする根拠であり、地方自治体や民間等に委ねることはできない。								
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	結核児童の医療費であり、乳児並びに幼児の健康の保持という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。								
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-								
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受益者である結核児童の療育にあたっては、その児童の属する世帯の所得に応じた費用負担をお願いしているところであり、妥当である。								
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	医療費等に関するコストについては疾患やその他病状等によりかかる費用が異り、正確なコストの妥当性についての判断は困難であるが、実施主体や関係する医療期間において、適切な医療の実施の提供が行われていることから、算出した単位あたりコストの水準は妥当であるものと考えられる。								
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-								
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	用途は結核児童の医療費の補助に限定している。								
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-								
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	現在も、実施主体や関係する医療機関において、該当児童に必要相当分の医療の実施の提供が行われているところであり、引き続き適正な実施に努めたい。								
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	社会保障の充実の一形態として、対象児童に過不足なく療育の給付を行うことができた。								
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。		-	-								
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	医療費に関する事業については、これまでのトレンドに反して患者数等が極端な増減を示す等、状況は変化することは考えづらいことから前年の実績を基本としつつ、さまざま要素を勘案して翌年度の見込みを算定していることから、活動実績は見込みに見合ったものであると考えている。								
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	結核児童に対し、療育の給付体制を整備することで、対象児童の健全な育成に十分に寄与している。								
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-								
関連事業	所管府省・部局名	事業番号	事業名									
	-	-	-									
	-	-	-									
点検・改善結果	点検結果	結核児童に対する医療費の負担は母子保健法により定められており、平成24年度11件、平成25年度9件と罹患する児童のために毎年支給をおこなっており、毎年一定のニーズがある。										
	改善の方向性	実績のとおり結核に罹患する児童は毎年あり、今後においても、結核に罹患した児童の健全な成育のため、負担を滞りなく続けていく。										
外部有識者の所見												
点検対象外												
行政事業レビュー推進チームの所見												
通現 り状	点検結果も妥当であり、長期の入院を要する結核児童の療育の給付を行うための経費であり、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。											
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況												
現 り状 通	-											
備考												
関連する過去のレビューシートの事業番号												
平成22年度	408	平成23年度	367	平成24年度								
平成25年度	679	平成26年度	681									

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行つ
ているかについ
て補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.岡山市			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	療育医療費の給付	0.7				
計		0.7	計			0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岡山市	長期の入院治療を要する結核児童の療育の給付を行うのに必要な経費を補助する。	0.7	—	—
2	千葉県	同上	0.3	—	—
3	東京都	同上	0.3	—	—
4	山梨県	同上	0.2	—	—
5	富山市	同上	0.2	—	—
6	相模原市	同上	0.2	—	—
7	茨城県	同上	0.2	—	—
8	川崎市	同上	0.2	—	—
9	浜松市	同上	0.2	—	—
10	宮崎市	同上	0.1	—	—